

ふたば東保育園バス運行管理業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1 業務内容

ふたば東保育園バス運行管理業務委託
(道路運送法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業)

2 業務委託期間（運行期間）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、土・日曜日、国民の祝日等は運休とする。その他、保育園行事等により運行に変更が生じる場合は、受注者に都度通知するものとする。

3 園児バス運行時刻表及び停車場所

添付の「園児送迎バス時刻表・送迎バスルート」のとおりとする。ただし、発注者の都合により年度途中で変更する場合がある。

4 運行車両

受注者所有の園児専用バスであって、園児が39人以上、添乗員が1人乗車できるものとする。

5 運行時間及び運行距離

1台×1時間40分 一日あたりの運行距離およそ34.5km
登園 8時10分から8時58分まで
降園 15時30分から16時22分まで

※営業所から出発地まで、到着地から営業所までの時間・距離及び待機時間を除いたもの。

入札の際には、上記記載の運行時間及び運行ルートに営業所からの時間、距離及び待機時間を加算した上で金額を算出し入札すること。

※上記はおおむねの運行時間を示したもので、詳細の運行時刻等は受注者と協議する。

6 年間の運行日数

年間の運行日数は、235日とする。

7 添乗員

運行車両には1人の添乗員を乗車させることとし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 車両管理責任者の指示による添乗業務
- (2) 園児の乗降中の補助及び安全確認
- (3) 車内での園児の安全の確保

8 内訳書記載金額

次に掲げる費用の合計を記載すること。（※別添内訳書にて積算すること。）

運行費 小型1台の年間運行費
添乗員 1人235日分の人件費

9 委託料

バス運行費に添乗員人件費を加算した額を 12 で除した額を当該業務月の委託料とする。

10 委託料の支払

月払いとし、契約金額を 12 月で除した額を 1 月分として、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。端数が生じた場合は最後の月に加算する。

受注者は業務の成果が毎月の例月検査に合格した時は、請求書、運行日報、園児の乗車降車を確認したことが解るチェックシート、運行記録総括表を添えて翌月 10 日までに発注者へ提出するものとする。

11 運行管理業務

- (1) 受注者は、この運行業務を行うための車両管理責任者及び車両運転者を定め、その名簿を発注者に提出すると共に、車両運転者の自動車運転免許証の写し及び各車両の任意保険証の写しを提出するものとする。
- (2) 車両管理責任者は、この管理業務を総合的に担当し、車両運転者及び添乗員に対する指揮監督及び業務実施の指示（点呼）を行うほか、発注者との連絡調整にあたる。

12 業務にあたっての留意事項

一括再委託等の禁止（委託契約条項を参照）。受注者は、委託業務の処理について、その全部又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

13 事故防止対策

受注者は、本業務の実施にあたり、安全運行に努めると共に次に掲げる事故防止対策を実施するものとする。

- (1) 事故防止対策等に関する書類を発注者に提出すること。
- (2) 発注者が開催する事故防止連絡調整会議に出席すること。
- (3) 発注者が行う事故防止対策の実施状況調査に応対すること。

14 注意及び報告

- (1) 受注者は、管理車両が故障した場合又は救援を必要とする場合は、速やかにその旨を関係機関及び発注者に連絡し、的確に業務を処理しなければならない。
- (2) 受注者は、運転業務において、万一事故が発生した場合は、直ちにその旨を発注者及び関係機関に連絡し、速やかに事故処理を行う。併せて事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、車両の故障その他の事由により運行に遅延が生じた場合は、直ちに発注者に当該遅延の理由及び時間を報告し、発注者の指示を受けなければならない。
- (4) 受注者は、車両管理責任者及び車両運転者に変更があったときは、直ちに変更後の名簿を発注者に提出しなければならない。

15 損害の負担

業務の遂行に関し、受注者（車両管理責任者及び車両運転者を含む。）の責に帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを負うほか、受注者の責任において一切の解決をしなければならない。

また、業務の遂行に関し、発注者の責に帰することができない事由により、受注者又は受

注者の管理者等が被った損害は受注者が負担するものとし、発注者は一切の責任を負わない。

16 勧告処分及び契約解除

受注者が次の各号に該当する場合は、勧告、処分又は契約解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。(報告の遅延等を含む)
- (2) 受注者が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

17 置き去り防止安全装置の設置

園児送迎バス置き去り防止装置（以下「安全装置」という。）について、下記の通り受注者が手配するバスに発注者が安全装置を設置する。

- (1) 対象とする安全装置は次のものである。

- ①安全装置（型式（株）アルネット AZ426C）1台
 - ②安全装置に係る付属品一式

- (2) 設置する期間

ふたば東保育園バス運行管理業務委託契約の期間とする。ただし、運行委託契約の途中で契約解除する場合はそれまでの期間とする。

- (3) 費用負担

- ①安全装置の購入、取付及び契約期間満了による取り外しについての費用は発注者が負担するものとする。ただし、受注者が起因する事項により年度途中で運行委託契約を解除すること、又は受注者が運行するバスを変更する場合は安全装置の設置・取り外しの費用は受注者の負担とする。
 - ②安全装置の修理費について、受注者が与えた損害により故障した場合は受注者の負担により修理を行うこと。
 - ③経年劣化または安全装置のシステム障害等による故障の場合は発注者が負担するものとする。

18 その他

- (1) 契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義については、受注者、発注者で協議して定めることとする。
- (2) 添乗員人件費は、運行日数の5日以内の増減について変更契約の対象としない。
- (3) 年間計画の算出基礎を超える場合の取扱いとして、年間契約の算出基礎となる走行時間（x時間）及び走行距離（yキロ）を超えた場合の運行については、1日ごとに時間運賃、キロ運賃を基に別途精算を行うこととする。

令和6年度 ふたば東保育園園児送迎バス時刻表

ルート1(赤) : 池平下・中家・一日市・新保住宅・山田方面								ルート2(緑) : 江口・長松・島・中島新田・中島・新保方面							
バス停	行き	時間	距離	バス停	帰り	時間	距離	バス停	行き	時間	距離	バス停	帰り	時間	距離
池平下	8:10	0:02	0.5	保育園	15:30	0:05	1.3	保育園	8:32	0:03	1.0	保育園	16:00	0:02	1.0
中家②	8:12	0:04	1.2	山田下	15:35	0:03	1.1	江口	8:35	0:04	1.2	江口	16:02	0:04	1.2
中家①	8:16	0:01	2.0	新保住宅	15:38	0:03	0.8	長松	8:39	0:05	2.5	長松	16:06	0:05	2.5
一日市①	8:17	0:02	0.3	一日市②	15:41	0:01	0.3	島	8:44	0:02	0.8	島	16:11	0:02	0.8
一日市②	8:19	0:03	0.8	一日市①	15:42	0:02	2.0	中島新田	8:46	0:04	0.9	中島新田	16:13	0:04	1.0
新保住宅	8:22	0:03	1.1	中家①	15:44	0:04	1.2	中島	8:50	0:05	1.3	中島	16:17	0:05	1.3
山田下	8:25	0:05	1.3	中家②	15:48	0:02	0.5	新保	8:55	0:03	1.0	新保	16:22	-	-
保育園	8:30	0:02	【待機】	池平下	15:50	0:10	3.6	保育園	8:58	-	-		-	-	-

0:22 7.2

0:30 10.8

0:26 8.7

0:22 7.8

行きの2便の合計	時間	距離	帰りの2便の合計	時間	距離
	0:48	15.9		0:52	18.6

令和6年度 ふたば東保育園 園児送迎バス停位置図

